

第一條 (一里三付)
二等 同
三等 同

百五拾圓以内
百貳拾圓以内
八拾圓以内

行
政
規
程
第一條 町村ニ於テ國府縣道維持ノ爲メニ小破修繕並道路掃除ヲ爲ストキハ除ヲ爲シ其ノ成績優良ニシテ他ノ模範トナルヘキモノハ本規程ニ依リ之ヲ表彰ス。

第二條 前條ノ表彰ハ左ノ五種トシ其ノ成績ニ依リ適宜之ヲ
第一條 町村ニ於テ國府縣道ノ小破修繕並掃除ヲ爲ストキハ除ヲ爲シ其ノ成績優良ニシテ他ノ模範トナルヘキモノハ本規程ニ依リ之ヲ表彰ス。

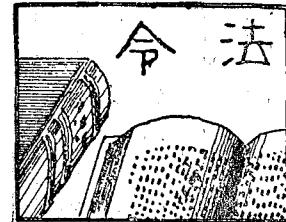
規程ニ依リ之ヲ表彰ス。

第三條 町村ニ於テ國府縣道ノ維持修繕ヲ爲シタル場合ニハ別ニ定ムル道路維持修繕心得ニ依ルヘシ

第二條 島司郡長ニ於テハ常ニ町村ニ於ケル國府縣道ノ維持修繕ノ狀況ニ注意スヘシ

第三條 前項ノ報告ハ各路線毎ニ其ノ道路ノ狀態並車馬ノ交通ノ狀況等ヲ記載スヘシ

第四條 島司郡長ニ於テ大正十三年鹿兒島縣令第一號國府縣道維持修繕表彰規程第一條ノ成績優良ノ町村アリト認ムルトキハ左ノ事項ヲ記載シ具申スヘシ



◎鹿兒島縣國府縣道維持修繕表彰規程

(隈江鹿兒島縣道路主事報告)

◎國府縣道維持修繕取扱手續

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

第四條 同 五拾圓以内
第五等 褒 狀
第三條 特ニ成績顯著ナルモノニ對シテハ前條ノ規定ニ拘ハラス適當ノ金額ヲ下付シ之ヲ表彰スルコトアルヘシ

▽道路行政に關係ある法律命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざることは凡て本欄に於て紹介す

▽道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

一、町村名

二、路線名及里程

三、道路及交通ノ狀態（既往現在ニ於ケル車馬交通ノ實況）

等ヲモ記載ノコト

四、道路ノ維持修繕ニ對スル平素ノ注意狀況

五、特ニ他ノ模範ト認ムヘキ事項

六、其ノ他参考トナルヘキ事項

第五條 第五條前條ノ具申ハ前年分ヲ翌年一月廿日迄ニ提出

スヘシ

（道路維持修繕心得ハ略ス）

質疑應答

問 國道並木敷が史蹟名勝天然紀念物保存法に依り指定せられたる場合其管理方法如何（淡路生）

答 史蹟名勝天然紀念物保存法は一種の公用制限を定めたものである。公用制限といふのは公益上必要なる特定の事業の

經營又は物の保全の爲に加へらるる財産權（通常は所有權）の公法上の制限をいふ、故に同法第一條に依りて史蹟名勝天

然紀念物たるの指定を受けたる物の所有權其の他の財產權は同法所定の制限を受けることとなるのである。道路公園等の

如き公物を構成する土地其の他の物が史蹟名勝天然紀念物たるの指定を受けたるときには必ず同法所定の制限を受けるのである。かくの如き場合に於ては公物を構成する土地其の他の物の財產權は公物としての公用制限と史蹟名勝天然紀念物としての公用制限と即ち二種の公用制限を受けることとなる。乍併しながら前述の如く史蹟名勝天然紀念物保存法は一種の公用制限即ち所有權其他の財產權換言せば私權の制限を定めたるに過ぎずして公物に關する法即公法上の權利義務に對しては何等の制限を及ぼし得ないのである。故に本問の如き場合には過ぎずして道路法所定の管理方法によるべく史蹟名勝天然紀念物法は只道路法の規定に反せざる限度に於て道路敷地の所有權其他の財產權を制限し得るに止るのである。（田中法學士）

問 土地收用事業認定申請に對する道路法の關係に付ては道路の路線認定の認可あれば足ることに願はれ間敷候哉（岐阜市土木係）

答 土地收用法に依る公用徵收は財產權に對する重大なる制限であり、同法に依る事業の認定は其手續の第一着手であつて一には其事業が同法に列記せられたる事業に該當するものなることを有權的に確認し、二には企業者をして條件附に公